

第4章

歯科医師の 教育・研修制度

本章で使用する統計・調査の概要

調査名称：**学校基本調査**
調査頻度：毎年
調査の時期：5月1日現在
不就学学齢児童生徒調査、学校経費調査については前年度間
調査の対象等：学校教育法で規定されている学校、市町村教育委員会
調査の目的：学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得る
本章での活用内容：歯学部卒業生数
実施主体：文部科学省生涯学習政策局
最新年度(確定値)：平成27年度
根拠法等：統計法(基幹統計) 学校基本調査規則
特記事項：—

I 序論

質の高い歯科医療を国民へ継続的に提供するためには、歯科医療を担う優秀な人材の育成が求められる。歯科医療従事者に関わる教育制度は、その国の歯科医療制度に馴染んだ教育・研修制度である必要があるため、世界各国で様々な教育制度が構築されている。わが国の歯科医療保健職には、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、その他、歯科業務補助者等の関係職がある。これらの職種がチームとして機能し提供される歯科医療が、国民の歯科口腔の健康を支えている。人材育成の観点からは、それぞれの歯科医療関係職の教育課程の質が十分に担保されていることは必須であり、同時に、資格取得後の専門職の質を担保する教育・研修制度も必要となると考えられる。

日本の医学・歯学教育については、2001年（平成13年）に発表された医学・歯学教育モデル・コア・カリキュラムが大学教育のあり方へ大きな影響を与えたと言っても良いであろう。2001年3月27日、医学・歯学教育の在り方に関する調査研究協力者会議（文部科学省）より、「21世紀における医学・歯学教育の改善方策について—学部教育の再構築のために—」の別冊として「歯学教育モデル・コア・カリキュラム—教育内容ガイドライン—」（以下、コアカリ）が提示された。膨大となった歯科医学の知識と技術について、6年間の教育現場で教えるべきコアとなる教育内容を精選し、提示することとなった。このコアとなる教育内容は、大学カリキュラムのおよそ3分の2程度とし、残り3分の1は、大学における特色あるカリキュラムを策定することが提言された。また、学生の学習成果（知識・技能・態度）を評価する、コアカリの教育内容に準拠した臨床実習開始前の全国共通の標準評価試験（共用試験：CBTとOSCE）も2005年（平成17年）より正式実施となっている。CBT（シービーティ：Computer Based Test）では、コンピュータ上で出される種々の選択問題により、基礎・臨床知識を評価し、OSCE（オスキー（客観的臨床能力試験）：Objective Structured Clinical Examination）により、基本的な臨床知識・技能・態度を評価する。この共用試験に合格することで、初めて臨床実習に進むことができるという点で、歯科医師となる過程においての全国的試験としては、歯科医師国家試験と同様の意味を持つものとも言える。

本章では、上記のコアカリ・共用試験などの2001年以降に導入された制度に触れながら、歯科医療関係職、特に歯科医師の教育・研修制度について、現在得られる情報をまとめることとする。

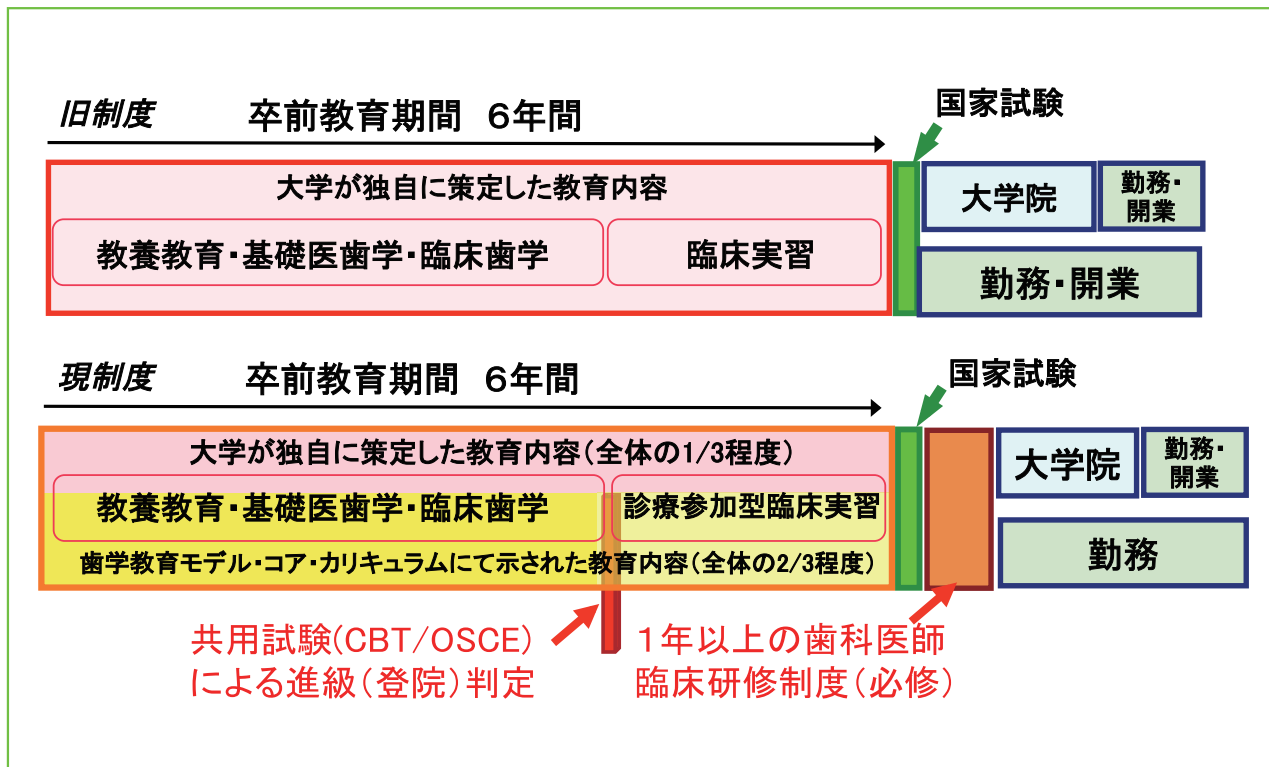


図 4-1：歯学教育モデル・コア・カリキュラム策定以前・以降の大学教育

日本歯科総合研究機構作成

現制度では、大学は、2001年策定の歯学教育モデル・コア・カリキュラム（コアカリ）で示された教育内容を含んだカリキュラムを実施し、学生は、診療参加型臨床実習開始前に、コアカリ教育内容の学習到達度を評価する全国共通の共用試験に合格する必要がある。また、卒後には、国家試験に合格することに加え、診療に従事するためには、原則として1年以上の歯科医師臨床研修を修了しなければならない。

Ⅱ 卒前教育（大学教育）

1) 卒前教育（大学教育）

日本では、歯科医師となるためには、厚生労働省歯科医師国家試験に合格し、歯科医籍登録を行う必要がある。歯科医師国家試験の受験要件の一つとして、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学において、歯学の正規の課程を修めて卒業した者（あるいは卒業見込みの者）とあり、いわゆる歯学科を卒業することが必要となる。いわゆる歯学科教育については、学士編入学などの場合を除き、就学年数は 6 年が基本となる。

① 歯科大学・歯学部について

歯科医師養成のための教育機関として、全国に 29 歯科大学・歯学部があり、内訳は、国立大学法人 11 校（37.9%）、公立大学法人 1 校（3.5%）、私立 17 校（58.6%）である。平成 27 年度歯学部歯学科の入学定員数は、国立大学 11 校 562 名（22.9%）、公立大学 1 校 95 名（3.9%）、私立大学 17 校 1,801 名（73.2%）で、合計 2,458 名である（表 4-1）。

歯学部・歯学科の入学定員数については、厚生労働省の歯科医師の需給に関する検討会の報告をはじめ、2006 年（平成 18 年）に文部科学大臣、厚生労働大臣により取り交わされた「歯科医師数の養成数の削減等に関する確認書」、少子高齢化における 18 歳人口の減少など、様々な検討を踏まえ、定員数ピーク時であった 1985 年（昭和 60 年）の入学定員から 28%削減の目標の方針（図 4-4）が組まれており、現在、2015 年度定員数で、27.3%削減の結果となっている。平成 27 年 2 月からは、歯科医師の資質向上等に関する検討会 歯科医師の需給問題に関するワーキンググループが開催され、2016 年（平成 28 年）4 月現在、需給問題を議論するための論点整理が行われている状況である。

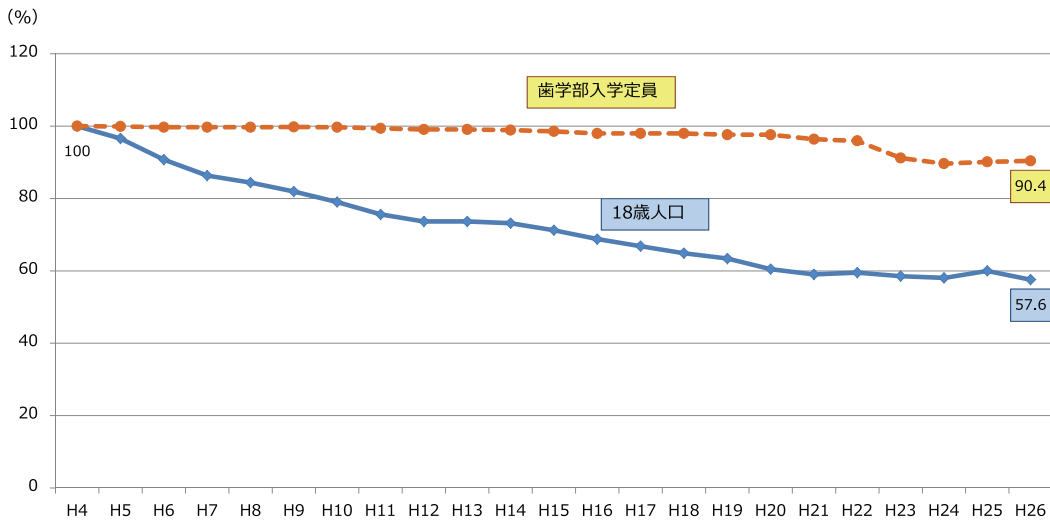
表 4-1 歯学部歯学科 入学定員数の一覧 (平成 27 年度)

出典：文部科学省ホームページ：医学・歯学教育＞1. 医学・歯学関係データなど＞＜歯学＞＞歯学部歯学科の入学定員 (平成 27 年度)

大学名 [国立]	入学定員	募集定員	大学名 [私立]	入学定員	募集定員
北海道大学	53	53	北海道医療大学	80	80
東北大学	53	53	岩手医科大学	73	57
東京医科歯科大学	53	53	奥羽大学	100	96
新潟大学	45	45	明海大学	120	115
大阪大学	53	53	東京歯科大学	140	128
岡山大学	53	53	昭和大学	105	96
広島大学	53	53	日本大学	130	128
徳島大学	43	43	日本大学 (松戸歯学部)	130	115
九州大学	53	53	日本歯科大学 (生命歯学部)	160	128
長崎大学	50	50	日本歯科大学 (新潟生命歯学部)	120	70
鹿児島大学	53	53	神奈川歯科大学	120	100
国立計 (11 大学)	562	562	鶴見大学	120	115
			松本歯科大学	120	96
[公立]			朝日大学	140	128
九州歯科大学	95	95	愛知学院大学	125	125
公立計 (1 大学)	95	95	大阪歯科大学	160	128
			福岡歯科大学 (口腔歯学部)	120	96
			私立計 (15 大学 17 学部)	2,063	1,801

合計	入学定員	募集定員
27 大学 29 学部	2,720	2,458

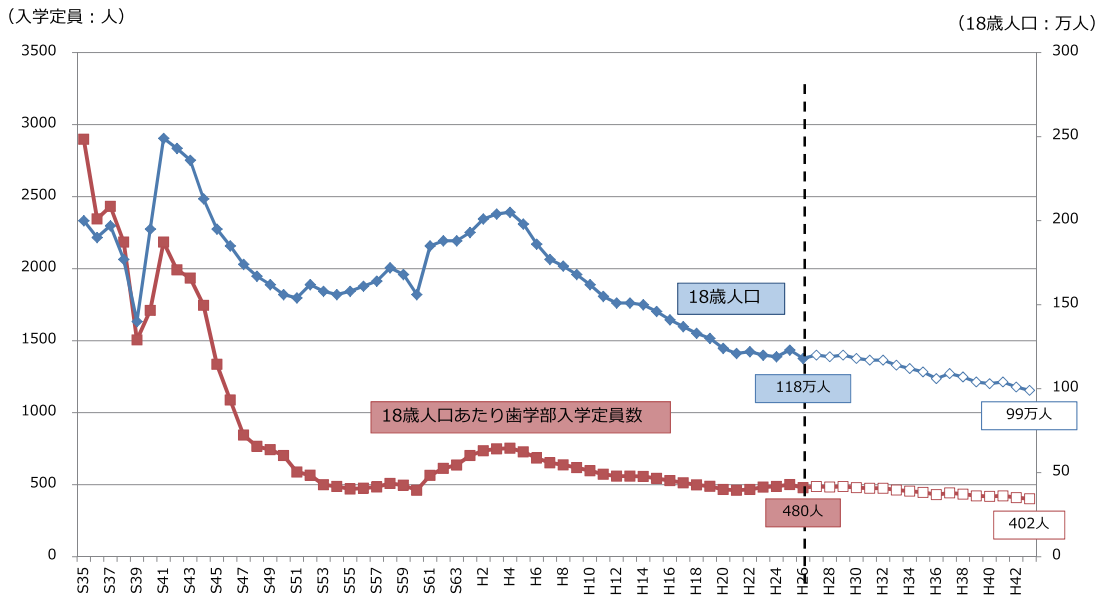
18歳人口はピークである平成4年を100とした場合に平成26年で約58%（205万人→118万人）に減少。なお、歯学部入学定員は平成4年を100とした場合に約90%（2,722人→2,460人）に減少。



(出典：学校基本調査等を基に作成)

図 4-2：18歳人口と歯学部入学定員との関係（平成4年→平成26年）

出典：厚生労働省 第2回歯科医師の資質向上等に関する検討会（平成27年10月8日）資料



注：18歳人口あたり歯学部入学定員数は、18歳人口÷歯学部入学定員数で算出
 なお、平成26年以降は歯学部定員が変わらないという前提

(出典：学校基本調査等を基に作成)

図 4-3：18歳人口あたり歯学部入学定員数の推計

出典：厚生労働省 第2回歯科医師の資質向上等に関する検討会（平成27年10月8日）資料

○昭和61年7月 厚生省「将来の歯科医師需給に関する検討委員会」最終意見
・昭和70年(平成7年)を目途として歯科医師の新規参入を最小限**20%削減**すべき。

○平成10年5月 厚生省「歯科医師の需給に関する検討会」報告
・入学定員の削減と歯科医師国家試験の見直しを行うことにより、新規参入歯科医師を**10%程度抑制**するとともに、臨床研修の必修化及び高年齢歯科医師の稼働停止を組み合わせることで、将来の歯科医師数を適正化。

※上記2つを合わせて、ピーク時の昭和60年度の入学定員から**28%程度削減**する目標

区分	昭和60年度 入学定員	平成元年度 入学定員	平成10年度 入学定員	平成26年度 入学定員
国立	860人	685人	680人	562人
公立	120人	95人	95人	95人
私立	2,400人	1,952人	1,939人	1,803人
計	3,380人	2,732人	2,714人	2,460人
昭和60年度 からの 削減率	-	19.2%	19.7%	27.2%

図 4-4：歯学部における入学定員削減状況

出典：厚生労働省 第1回歯科医師の資質向上等に関する検討会（平成27年1月6日）資料

歯学部歯学科志願者数については、文部科学省資料より、平成27年度歯学部歯学科の志願者数は合計13,545名であり、国立大学3,119名(23.0%)、公立大学1校527名(3.9%)、私立大学17校9,899名(73.1%)。歯学部歯学科を志願し、受験した学生のうち、入学試験に合格して入学した者の数は、平成27年においては合計2,474名であり、国立大学11校539名(21.8%)、公立大学1校95名(3.8%)、私立大学17校1,840名(74.4%)であった(表4-2)。

歯学部歯学科入学試験倍率については、平成27年度は全体で2.86倍であり、国立大学で3.78倍、公立大学で4.57倍、私立大学で2.65倍。国立大学で3倍を下回る大学が2校、私立大学で2倍を下回る大学が6校あり、最低倍率は1.24倍であった(表4-3)。

歯学部卒業生数については、2014年度(平成26年度)学校基本調査より、29校合計で、2,041名(男1,198名、女843名)であり、国立大学11校532名(男273名、女259名)、公立大学1校85名(男44名、女41名)、私立大学17校1,424名(男881名、女543名)であった。

6年の就学期間にかかる学費については、日本歯科医学教育学会白書編集委員会編集『歯科医学教育白書2014年度版』より、平成27年度国立大学の入学金は28万2,000円、授業料は年間53万5,800円である。その他の学費を含め、6年間総額349万6,800円～368万8,750円であった。公立大学の入学金は52万円、授業料は年間53万5,800円である。その他の学費を含め、6年間総額375万4,550円であった。私立大学の入学金は30万円～150万円、授業料は年間175万円～380万円であり、施設設備費、教育充実費、その他を

含め、6 年間総額 1,888 万円～ 3,229 万円であった。

表 4-2：平成 27 年度歯学部歯学科入試結果

出典：文部科学省ホームページ：医学・歯学教育＞1. 医学・歯学関係データなど＜歯学＞＞平成 27 年度の各大学歯学部の入学状況等

大学名	入学定員	志願者	受験者	合格者	入学者	充足率			
						H26	H25	H24	H23
北海道大学	※ 43	292	221	45	43	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
東北大学	53	166	144	57	53	100.0%	100.0%	101.9%	100.0%
東京医科歯科大学	53	377	173	57	53	100.0%	103.8%	101.9%	100.0%
新潟大学	40	252	178	41	40	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
大阪大学	53	188	144	56	53	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
岡山大学	48	252	173	52	48	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
広島大学	53	497	334	55	53	100.0%	100.0%	101.9%	100.0%
徳島大学	40	184	142	43	40	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
九州大学	53	280	169	56	53	100.0%	100.0%	101.9%	100.0%
長崎大学	50	241	204	50	50	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
鹿児島大学	53	390	271	58	53	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
国立大学計	539	3,119	2,153	570	539	100.0%	100.4%	100.7%	100.0%
九州歯科大学	95	527	475	104	95	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
公立大学計	95	527	475	104	95	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
北海道医療大学	80	559	540	357	80	100.0%	67.5%	66.3%	87.5%
岩手医科大学	57	200	179	116	69	121.1%	61.4%	103.5%	89.5%
奥羽大学	96	235	228	133	64	66.7%	16.7%	26.0%	22.9%
明海大学	115	845	809	196	115	100.0%	102.5%	100.0%	114.2%
東京歯科大学	128	871	789	207	128	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
昭和大学	96	1,061	986	177	101	105.2%	100.0%	102.1%	100.0%
日本大学	128	630	584	198	128	100.0%	118.8%	93.0%	99.2%
日本大学(松戸歯学部)	115	637	584	205	124	107.8%	101.7%	112.2%	105.2%
日本歯科大学	128	1,090	931	218	128	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
日本歯科大学 (新潟生命歯学部)	70	387	326	225	88	125.7%	128.3%	135.0%	100.0%
神奈川歯科大学	100	548	495	157	100	100.0%	81.0%	58.0%	113.0%
鶴見大学	115	702	640	210	117	101.7%	65.2%	109.6%	101.7%
松本歯科大学	96	289	275	183	96	100.0%	147.5%	100.0%	100.0%
朝日大学	128	589	549	205	129	100.8%	101.6%	100.0%	100.0%
愛知学院大学	125	460	383	310	149	119.2%	91.4%	95.2%	104.0%
大阪歯科大学	128	490	463	157	128	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
福岡歯科大学	96	306	296	160	96	100.0%	99.0%	103.1%	100.0%
私立大学計	1,801	9,899	9,057	3,414	1,840	102.2%	93.7%	94.3%	97.3%
合計	2,435	13,545	11,685	4,088	2,474	101.6%	95.4%	96.0%	98.0%

(※ 1) 北海道大学の定員は、定員 53 名のうち 10 名を総合入試で入学した者から 2 年次進級時に選抜するため、43 人としている。

(※ 2) 私立大学の定員は、募集人員である。

(※ 3) 編入学を除く。

(※ 4) 充足率 = 入学者数 / 入学定員

表 4-3：平成 27 年度歯学部歯学科の入学試験倍率（平成 25 年～ 27 年）

出典：文部科学省ホームページ：医学・歯学教育＞1. 医学・歯学関係データなど＜歯学＞＞平成 27 年度の各大学歯学部の入学状況等

大学名	平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
	受検者数 (人)	合格者数 (人)	競争倍率	受検者数 (人)	合格者数 (人)	競争倍率	受検者数 (人)	合格者数 (人)	競争倍率
北海道大学	255	53	4.81	151	43	3.51	221	45	4.91
東北大学	146	57	2.56	205	58	3.53	144	57	2.53
東京医科歯科大学	189	66	2.86	174	60	2.90	173	57	3.04
新潟大学	170	40	4.25	210	48	4.38	178	41	4.34
大阪大学	145	53	2.74	174	56	3.11	144	56	2.57
岡山大学	115	49	2.35	215	50	4.30	173	52	3.33
広島大学	294	62	4.74	371	58	6.40	334	55	6.07
徳島大学	237	43	5.51	221	42	5.26	142	43	3.30
九州大学	173	57	3.04	210	59	3.56	169	56	3.02
長崎大学	189	56	3.38	233	57	4.09	204	50	4.08
鹿児島大学	227	59	3.85	215	58	3.71	271	58	4.67
国立大学計	2,140	595	3.60	2,379	589	4.04	2,153	570	3.78
九州歯科大学	467	100	4.67	466	97	4.80	475	104	4.57
公立大学計	467	100	4.67	466	97	4.80	475	104	4.57
北海道医療大学	328	286	1.15	485	414	1.17	540	357	1.51
岩手医科大学	106	96	1.10	125	108	1.16	179	116	1.54
奥羽大学	41	38	1.08	50	42	1.19	228	133	1.71
明海大学	440	202	2.18	385	268	1.44	809	196	4.13
東京歯科大学	687	193	3.56	795	210	3.79	789	207	3.81
昭和大学	677	167	4.05	885	174	5.09	986	177	5.57
日本大学	352	197	1.79	471	195	2.42	584	198	2.95
日本大学(松戸歯学部)	358	254	1.41	465	208	2.24	584	205	2.85
日本歯科大学	701	264	2.66	897	228	3.93	931	218	4.27
日本歯科大学 (新潟生命歯学部)	254	189	1.34	327	210	1.56	326	225	1.45
神奈川歯科大学	144	138	1.04	260	198	1.31	495	157	3.15
鶴見大学	332	237	1.40	553	194	2.85	640	210	3.05
松本歯科大学	272	180	1.51	270	165	1.64	275	183	1.50
朝日大学	343	200	1.72	452	218	2.07	549	205	2.68
愛知学院大学	337	266	1.27	336	282	1.19	383	310	1.24
大阪歯科大学	275	147	1.87	283	148	1.91	463	157	2.95
福岡歯科大学	214	176	1.22	356	163	2.18	296	160	1.85
私立大学計	5,861	3,230	1.81	7,395	3,425	2.16	9,057	3,414	2.65
合計	8,468	3,925	2.16	10,240	4,111	2.49	11,685	4,088	2.86

Close up 12 将来の歯科医師～人材の確保～

平成 27 年度第 1 回歯科医師の資質向上などの関する検討会資料 4 より、歯科大学（歯学部）数及び入学定員の年次推移が読み取れる。1986 年（昭和 61 年）7 月、厚生省（現厚生労働省）「将来の歯科医師需給に関する検討委員会」における最終意見として、「昭和 70 年（平成 7 年）を目途として歯科医師の新規参入を最小限 20%削減すべき」との結論を導いている。また、1998 年（平成 10 年）5 月、厚生省「歯科医師の需給に関する検討会」報告にて、入学定員の削減と歯科医師国家試験の見直しを行うことにより、新規参入歯科医師を 10%程度抑制するとともに、臨床研修の必修化及び高齢歯科医師の稼働停止を組み合わせることで、将来の歯科医師数を適正化すると結論を導いている。これらの結論を合わせて、ピーク時の 1984 年度（昭和 60 年度）の入学定員から 28%程度削減する目標としている。そして、2006 年（平成 18 年）8 月 31 日には、当時の厚生労働大臣、文部科学大臣による確認書が交わされ、歯科医師については、養成数の一層の削減に取り組むとして、「(1) 歯学部定員については、各大学に対して更に一層の定員減を養成する。」、「(2) 歯科医師国家試験の合格基準を引き上げる。」としている（図 4-6）。

昭和 60 年度（今から 30 年前）の入学定員は 3,308 人（国公立 980 人、私立 2,400 人）、平成 26 年度の入学定員は 2,460 人（国公立入学定員 657 人、私立入学定員 1,803 人）であり、合計で 27.3%の削減となっている。文部科学省の資料内で取り扱われている平成 10 年 5 月の厚生省「歯科医師の需給に関する検討会」報告では、「高齢歯科医師の稼働停止を組み合わせる」とあるが、未だこの部分については、具体的な取り組みが行われておらず、歯科医師の「新規参入」の抑制にとどまっている。平成 27 年より、厚生労働省に設置された歯科医師の資質向上等に関する検討会にて、3 つのテーマの中の一つとして「歯科医師の需給問題」を検討している。

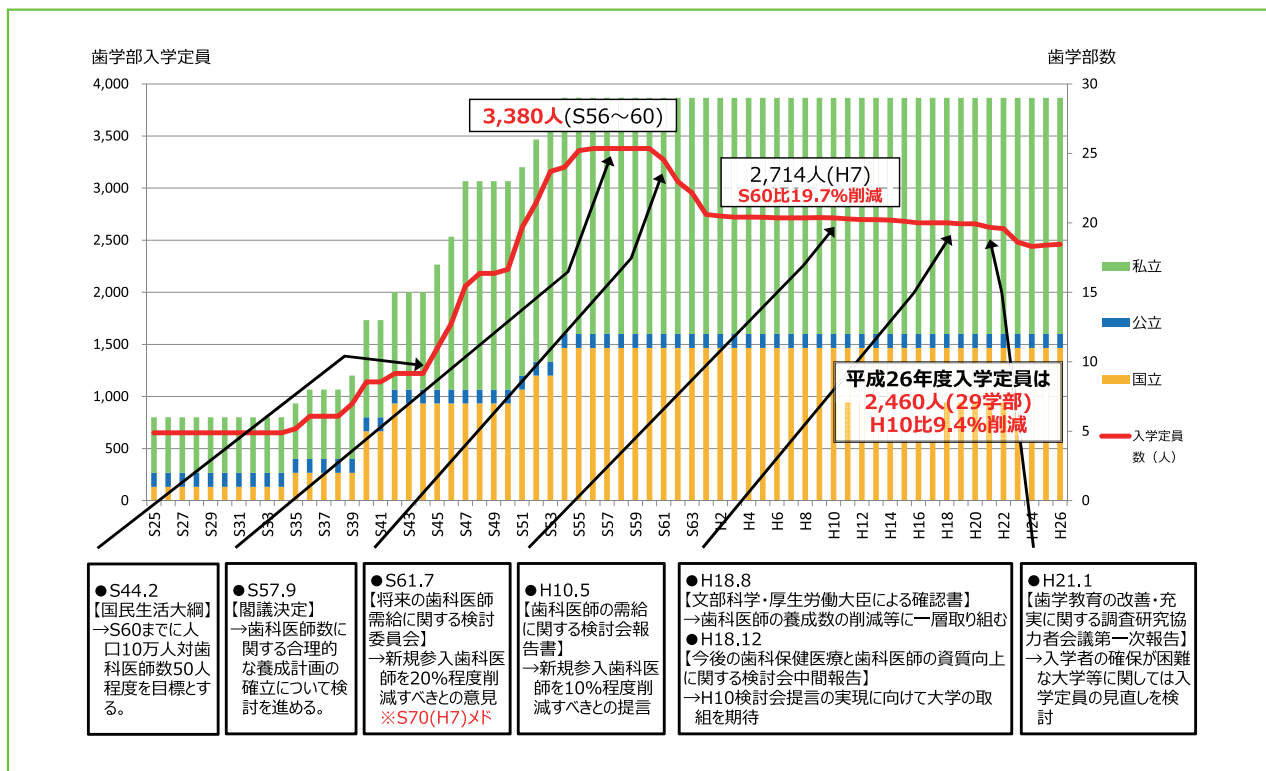


図 4-5：歯科大学（歯学部）数および入学定員の年次推移

出典：厚生労働省 第1回歯科医師の資質向上等に関する検討会（平成27年1月6日）資料

確認書内容

下記事項を確認する。

記

歯科医師については、以下のとおり、養成数の削減等に一層取り組む。

- (1) 歯学部定員については、各大学に対して更に一層の定員減を要請する。
- (2) 歯科医師国家試験の合格基準を引き上げる。

平成18年8月31日

図 4-6：厚生労働大臣、文部科学大臣による確認書内容

出典：厚生労働省ホームページ：医師及び歯科医師の定員に関する関係大臣合意並びに「新医師確保総合対策」の取りまとめについて＞歯科医師の定員に関する確認書

2) 大学評価

① 大学機関別認証評価

学校教育法第109条、同法第123条等に大学機関別認証評価が定められており、国・公・私立大学（短期大学を含む）及び高等専門学校は、その教育研究水準の向上に資するため、教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況に関し、7年以内ごとに、文部科学大臣が認証する評価機関（認証評価機関）の実施する評価を受けることが義務付けられている。

文部科学大臣が認証する主な評価機関

1. 大学基準協会 <http://www.juaa.or.jp>
2. 大学評価・学位授与機構 <http://www.niad.ac.jp>
3. 日本高等教育評価機構 <http://www.jiheer.or.jp>

② 分野別評価

大学としての認証評価は、学校教育法に定められた内容にて実施されているが、それとは別に、専門分野別評価の必要性について、近年論じられている。現在、医学教育分野では、国際的な医師の移動に関わる事案として、卒前医学教育内容の基準を設置し、それに基づく評価を得た大学の卒業生であることを、ある試験の受験資格の一つとして扱うなどの事例がある。

この流れを受け、日本では、日本医学教育学会が中心となりその基準となる「医学教育分野別評価基準日本版」の作成、文部科学省大学改革推進委託事業「国際基準に対応した医学教育認証制度の確立」を進め、2015年（平成27年）12月に、評価制度を担う「日本医学教育評価機構」が設立された。歯科医学教育の分野でも、同事業による「歯学教育認証制度等の実施に関する調査研究」が行われており、トライアル評価が実施されるとともに、今後の分野別評価制度のあり方が検討されている。

Close up 13 歯科大学教育は、歯科医師としての最初の六年間

歯科大学・歯学部における評価認証制度については、大学の教育の質保証とともに、将来の歯科医療人材育成の高度専門職人材育成機関の質保証が問われるものである。歯科医学教育においては、大学教育に求められる一般教養・素養の獲得に加え、卒業時には、歯科医学の修得、また、歯科医師としての基盤となる技術・態度の獲得が求められている。学生は、単なる学生であるとも言えるが、大学人から見れば、学生はすでに歯科医師になることを決意しての入学であり、一人前の歯科医師となるための最初の6年間を大学で過ごしているとも言える。卒後研修制度である歯科医師臨床研修制度との関連を考える必要はあるが、近年、歯科診療に必要となる技術・態度の獲得の場となる「診療参加型臨床実習」の実施の重要性が注目されている。

他方、医学教育で奇しくも言及されている国際的な教育の質担保が、国際的な医療者の移動に関わる点に鑑みると、わが国の歯科医学教育が、卒前教育での診療実習が教育の中心となっている国際的な歯科医学教育のどの段階にあるのか、分野別評価を通して、そのあり方を改めて検討すべき段階まで来ていると思われる。

歯学教育認証評価検討ワーキンググループ（WG）の報告からは、我が国の歯科医学人材養成の向上、歯学教育が国際的に信頼されるための重要な要素であり、教育研究水準の高度化、第三者機関から発信される的確な情報発信、納税者、ステークホルダーに対する職業教育の質保証の点で、早急に、歯学教育認証評価制度の基盤を確立する必要があるとしている（図4-7）。大学改革推進補助金「医学・歯学教育認証制度などの実施」事業は、平成28年度に終了するため、今後の動向を注視する必要がある。

大学改革推進等補助金「医学・歯学教育認証制度等の実施」事業

事業の目的

日本の医学部・歯学部が国際標準の教育を実施していることを証明するとともに、国際標準を超えるグローバルかつ優れた医師・歯科医師を養成するため、日本における国際標準の医学・歯学教育認証制度等の基盤を構築することを目的として実施。

本補助事業の全体の目的は、我が国の歯学教育機関である歯科大学・大学歯学部における歯科医師養成の教育内容が国際標準に比較して遜色のない水準であることを証明するため、認証評価基準を作成し、実際にトライアルとして複数大学で認証評価を実施し、歯学教育認証制度を構築することである。国際標準の歯学教育内容を基準とした認証制度の構築は我が国の歯学教育の国際化に向けて必要なものである。平成24年度より、まず連携5大学で検討WG幹事会を立ち上げ本取組内容の実施内容を議論し、その後多くの大学からの委員で構成する検討WGを開催して本補助事業の取組の充実・発展を図り、本取組を我が国の歯科大学・大学歯学部全体の共通認識として拡充することにより、全ての大学が認証評価基準に到達し、我が国の歯学教育の国際的な質の担保を図ることが、本補助事業の目的である。

図4-7: 医学・歯学教育における認証評価制度導入の背景（「医学・歯学教育認証制度等の実施」事業の目的より）

出典：文部科学省 第16回歯学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議（平成26年7月31日）資料

3) 歯学教育モデル・コア・カリキュラム

歯学教育モデル・コア・カリキュラム（以下、コアカリ）は、日本の歯科大学・歯学部における歯学教育のコアを精選し、教員・学生両者にとって共有が可能な教育内容（学習内容）を示すものである。

初版となる平成 13 年 3 月 27 日、文部科学省の医学・歯学教育の在り方に関する調査研究協力者会議の報告「21 世紀における医学・歯学教育の改善方策について一学部教育の再構築のために一」には、歯学教育カリキュラムの在り方、コアカリの扱い方、学生評価システム（共用試験）の在り方、そして、大きな目的である「診療参加型臨床実習」の充実について、などが記載されている。

このコアカリが必要となった背景には、医学・歯学の進歩による教育内容の増加、教育カリキュラムの複雑化によるカリキュラム編成の難しさがあった。そして、それらを原因に、診療参加型臨床実習（患者診療実習）の時間が十分に確保できないことなどの問題から、大学 6 年間のカリキュラムの 3 分の 2 を、コアカリで提示されている教育内容を含めて計画し、残り 3 分の 1 を、大学の特性を生かした教育内容を計画することと、コアカリ部分については、29 歯科大学・歯学部間で差異なく、教育を行うこととし、診療参加型臨床実習実施の基盤を構築することを目的とした。そして、次項で説明する共用試験の実施により、コアカリ教育内容に対する学生の到達度を確認するという評価システムも同時に提案された。この点で、それまでの歯科医師国家試験に並んで、コアカリ・共用試験は、大学、学生にとっては、教育カリキュラムに大きな影響を及ぼすものであり、導入前の議論においては、大きな議論が行われた。

導入後は、2007 年度（平成 19 年度）、2010 年度（平成 22 年度）に、歯科医療を取り巻く情勢変化等を踏まえ、歯科医療全般の中で必要性や緊急性が高い内容、コアカリに反映すべき内容の検討、諸外国の取り組み比較を行う検討作業等を通し、内容改編を行い、現在、平成 28 年度に新たな改訂作業が開始されている。

4) 共用試験^{1) 2)}

平成 17 年 3 月 14 日に設立された医療系大学間共用試験実施評価機構（以下、評価機構）により実施される試験であり、医療系の大学等における教育における学生の学習到達度を判定するための共通の評価試験である。

歯学系においては、29 歯科大学・歯学部が共用試験を利用し、教育課程で実施される診療参加型臨床実習（患者診療実習）前に、共用試験に合格することを必要条件としている。各大学での差異はあるものの、診療参加型臨床実習開始直前、4 年生後期、5 年生前期に行われることが多い。

共用試験は、2 種類の試験からなり、一つは、コンピュータ画面に試験問題が提示される CBT（シービーティー：Computer Based Testing）である。6 時間をかけて行われる CBT では、ストックされた数千問の問題から、各学生に異なる 320 問の試験問題が提示され、医歯学領域の知識の習得状況を確認する。もう一つは OSCE（オスキー（客観的臨床能力試験）：Objective Structured Clinical Examination）試験で、模擬患者の面接や各種シミュ

レーターを用いた試験で学生の態度や技能を評価するものである。

CBT で利用される試験問題の作成は、評価機構より毎年、各大学への作問依頼を行い、各大学・教員の協力のもと、出題問題候補が作成される。その後、評価機構に提出された出題問題候補は、さらに検討を加えられ、試験問題となる。試験問題内容は、すべて歯学教育モデル・コア・カリキュラムに準拠しており、各大学の教育のコアの部分の成果を問う試験となる。

OSCE については、課題と学習目標は公開されており、学生はそれらの内容を習得していることが望まれている。各大学で実施される共用試験 CBT・OSCE には、モニター委員、外部評価者として、評価機構から派遣された委員による中立評価が可能な仕組みとなっている。

現在、歯学系では、試験結果については、各大学の裁量のもとでの扱いとなっている。医学系では、医学系で導入される Student-Doctor 制度に関係し、試験結果の全国統一基準化の動きもあり、今後、歯学系での同様制度の検討、試験結果の扱いについては、注視すべき点となる。

また、医道審議会（歯科医師分科会歯科医師国家試験制度改善検討部会）の2016年3月29日の歯科医師国家試験制度改善検討部会報告書では、今後の歯科医師国家試験のあり方の検討に加えて、初めて、共用試験のあり方が言及された。特に、共用試験 CBT については、歯科医師国家試験との密接な関連、評価機構と国の定期的な情報交換、外国歯科大学卒業者の歯科医師国家試験の受験資格認定への活用が示唆されるなどの文言が記載されている。

Ⅱ 歯科医師国家試験

歯科医師国家試験は、厚生労働省の管轄にて、歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 10 条の規定により実施される。年に 1 回 2 日間にわたり実施される試験であり、試験内容は、「臨床上必要な歯科医学及び口腔衛生に関して、歯科医師として具有すべき知識及び技能」である。試験地は、北海道、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、大阪府、広島県、福岡県である。歯科医師国家試験については、歯科医師法により、厚生労働省の医道審議会による議論にて試験詳細が決定される。

歯科医師法 第 3 章 試験

第 9 条 歯科医師国家試験は、臨床上必要な歯科医学及び口腔衛生に関して、歯科医師として具有すべき知識及び技能について、これを行う。

第 10 条 歯科医師国家試験及び歯科医師国家試験予備試験は、毎年少くとも一回、厚生労働大臣が、これを行う。

2 厚生労働大臣は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験の科目又は実施若しくは合格者の決定の方法を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

受験資格は、以下の要件となる。（平成 27 年 12 月。詳細は厚生労働省 HP 参照）

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学において、歯学の正規の課程を修めて卒業した者（平成 28 年 3 月 10 日（木曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）
 - (2) 歯科医師国家試験予備試験に合格した者で、合格した後 1 年以上の診療及び口腔衛生に関する実地修練を経たもの（平成 28 年 3 月 10 日（木曜日）までに実地修練を終える見込みの者を含む）
 - (3) 外国の歯科医学校を卒業し、又は外国で歯科医師免許を得た者であって、厚生労働大臣が（1）又は（2）に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有し、かつ、適当と認定したもの
 - (4) 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和 47 年政令第 108 号）第 18 条第 1 項の規定により歯科医師法の規定による歯科医師免許を受けたものとみなされる者であって、厚生労働大臣が認定したもの
- 受験料は、18,900 円である。

表 4-4：歯科医師国家試験大学別合格者数（新卒）の推移

出典：文部科学省ホームページ：医学・歯学教育＞1. 医学・歯学関係データなど＜歯学＞平成27年度の各大学歯学部の入学状況等

○新卒者の大学別合格者状況

学校名	平成21年度 入学定員	第107回（平成26年度）				第108回（平成27年度）				合格者増減 (H26-H27)
		出願者数	受験者数	合格者数	合格率	出願者数	受験者数	合格者数	合格率	
1 北海道大学歯学部	60	60	60	51	85.0%	48	47	42	89.4%	4.4%
2 東北大学歯学部	55	49	49	43	87.8%	53	53	40	75.5%	-12.3%
3 東京医科歯科大学歯学部	65	60	60	47	78.3%	51	51	43	84.3%	6.0%
4 新潟大学歯学部	45	37	37	33	89.2%	46	46	31	67.4%	-21.8%
5 大阪大学歯学部	65	54	54	48	88.9%	53	52	44	84.6%	-4.3%
6 岡山大学歯学部	60	56	56	52	92.9%	49	49	43	87.8%	-5.1%
7 広島大学歯学部	60	58	58	49	84.5%	53	53	43	81.1%	-3.4%
8 徳島大学歯学部	45	33	30	20	66.7%	45	43	33	76.7%	10.1%
9 九州大学歯学部	60	52	52	47	90.4%	53	49	40	81.6%	-8.8%
10 長崎大学歯学部	55	53	53	42	79.2%	37	37	28	75.7%	-3.6%
11 鹿児島大学歯学部	55	50	50	45	90.0%	55	51	43	84.3%	-5.7%
国立大学計	625	562	559	477	85.3%	543	531	430	81.0%	-4.4%
12 九州歯科大学	95	99	98	81	82.7%	85	85	74	87.1%	4.4%
公立大学計	95	99	98	81	82.7%	85	85	74	87.1%	4.4%
13 北海道医療大学歯学部	96	121	74	57	77.0%	113	74	47	63.5%	-13.5%
14 岩手医科大学歯学部	80	81	51	34	66.7%	83	47	30	63.8%	-2.8%
15 奥羽大学歯学部	96	126	88	29	33.0%	94	63	24	38.1%	5.1%
16 明海大学歯学部	120	132	88	74	84.1%	143	84	53	63.1%	-21.0%
17 東京歯科大学	128	137	123	117	95.1%	130	116	109	94.0%	-1.2%
18 昭和大学歯学部	96	98	92	72	78.3%	96	96	76	79.2%	0.9%
19 日本大学歯学部	128	130	127	79	62.2%	110	90	70	77.8%	15.6%
20 日本大学松戸歯学部	128	122	101	73	72.3%	116	89	65	73.0%	0.8%
21 日本歯科大学	128	148	143	97	67.8%	123	105	69	65.7%	-2.1%
22 日本歯科大学新潟生命歯学部	96	82	75	49	65.3%	77	68	41	60.3%	-5.0%
23 神奈川歯科大学	120	141	100	62	62.0%	129	70	56	80.0%	18.0%
24 鶴見大学歯学部	128	124	98	57	58.2%	112	62	41	66.1%	8.0%
25 松本歯科大学	80	59	37	13	35.1%	85	47	16	34.0%	-1.1%
26 朝日大学歯学部	128	135	87	68	78.2%	129	80	53	66.3%	-11.9%
27 愛知学院大学歯学部	128	117	113	80	70.8%	121	111	77	69.4%	-1.4%
28 大阪歯科大学	128	140	94	71	75.5%	132	93	72	77.4%	1.9%
29 福岡歯科大学	96	101	92	52	56.5%	102	82	53	64.6%	8.1%
私立大学計	1,904	1,994	1,583	1,084	68.5%	1,895	1,377	952	69.1%	0.7%
- 認定及び予備試験	-	1	1	0	0.0%	2	2	1	50.0%	50.0%
総合計	2,624	2,656	2,241	1,642	73.3%	2,525	1,995	1,457	73.0%	-0.2%

(出典：厚生労働省報道発表資料、文部科学省医学教育調べ)

・各歯科大学（歯学部）で、**出願者数と受験者数に乖離がある。**
 ・**受験者率が低い（出願のみの割合が高い）大学は合格率が低い傾向。**

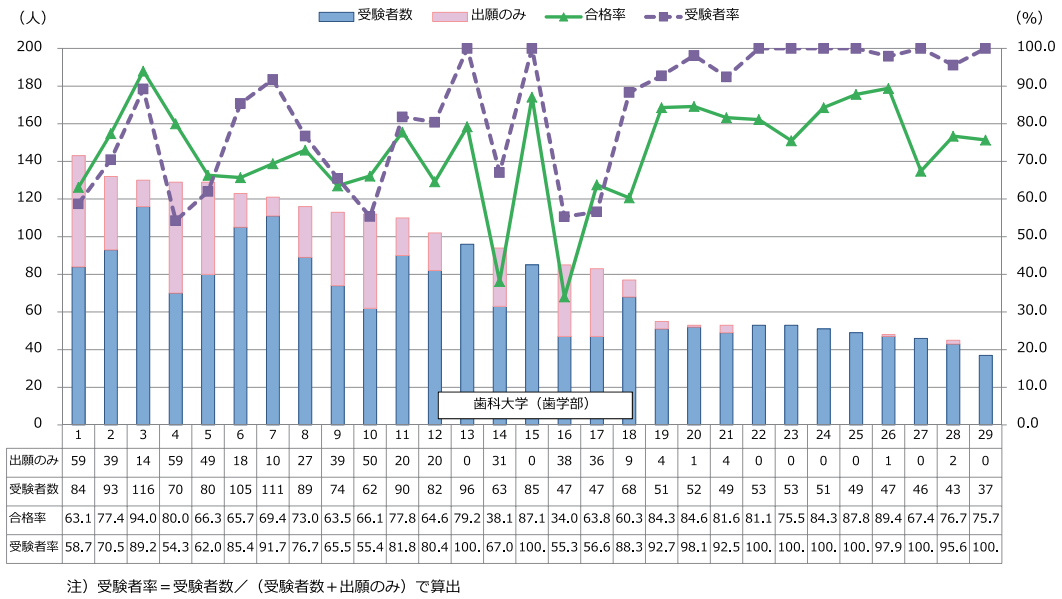


図 4-9：歯科医師国家試験の受験状況と合格率との関係【平成 27 年試験・新卒者】

出願した後、何らかの理由にて受験をしない学生が多い大学は、合格率が低い傾向があることを示している。

出典：厚生労働省 第 2 回歯科医師の資質向上等に関する検討会（平成 27 年 10 月 8 日）

H26 歯科医師国家試験の合格率は**63.3%**となっており、いずれの年も**新卒者の合格率は既卒者を上回っている。**

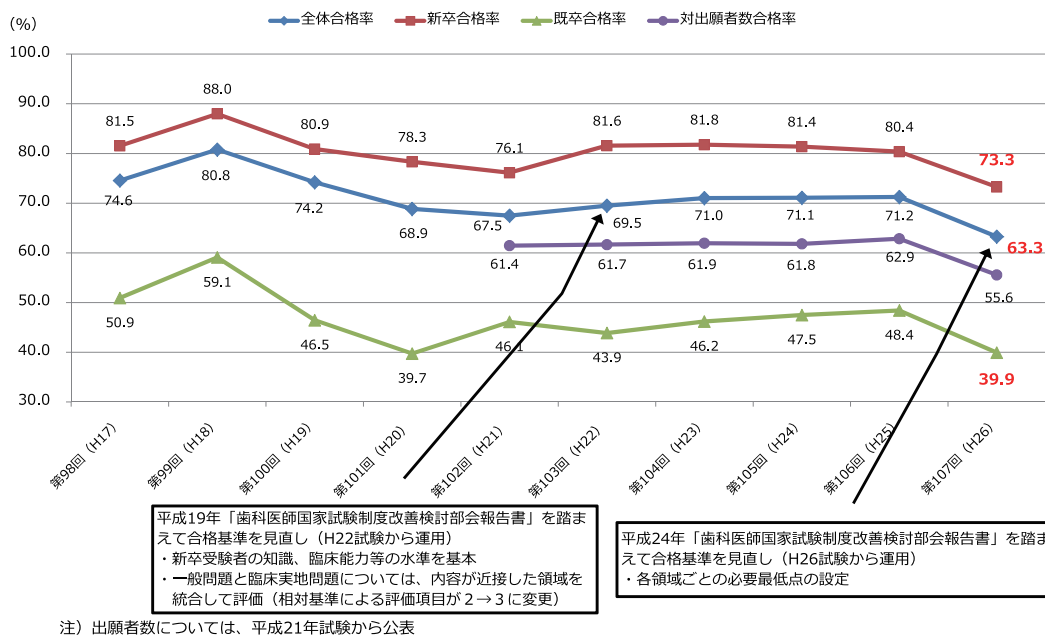
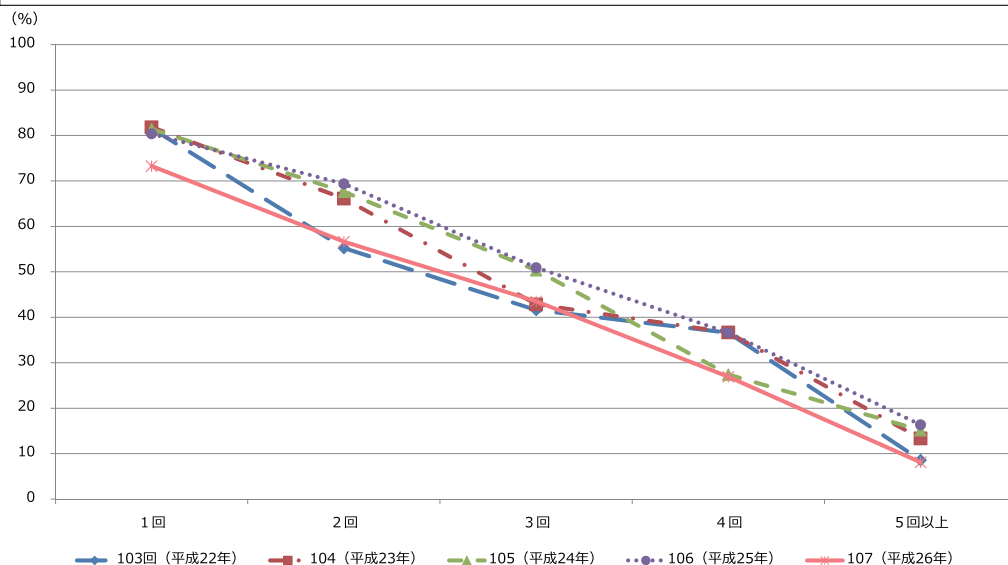


図 4-10：歯科医師国家試験国家試験合格率の推移

平成 17 年度より 10 年間、73.3～88.0%（新卒）で推移している。

出典：厚生労働省 第 2 回歯科医師の資質向上等に関する検討会（平成 27 年 10 月 8 日）資料

受験可能回数（卒業経過年）が増加するほど合格率が低下している。



注) 受験可能回数1回とは、試験実施年に卒業した者（新卒者）をいい、受験可能回数2回とは、試験実施年の前年に卒業した者（既卒者）をいう。

図 4-11：歯科医師国家試験受験可能回数別合格率の推移

平成 22 年実施の歯科医師国家試験では、受験回数が多い学生は合格率が低い傾向が見られる。

出典：厚生労働省 第 2 回歯科医師の資質向上等に関する検討会（平成 27 年 10 月 8 日）資料

歯科医師国家試験の実施方法等の改善を行うため、おおむね 4 年に 1 度、医道審議会歯科医師分科会の下に設置。同報告書を踏まえ、翌年度、試験出題基準を見直す。

次回は、平成27年度に設置予定。

なお、毎年の国家試験の実施は、同報告書を踏まえ、医道審議会歯科医師分科会が年度当初方針を審議。

○検討内容（前回（平成23年度）の検討内容）

- ・ 出題方法（出題数や出題形式等）
- ・ 出題基準の見直しの方向
- ・ 合格基準 等

（参考）

○現在の歯科医師国家試験

- ・ 2 日間で合計365題（必修問題70題、一般問題190題、臨床実地問題105題）
- ・ 合格基準は、必修問題の絶対基準、一般問題・臨床実地問題の相対基準、必要最低点、禁忌肢の選択数

図 4-12：医道審議会歯科医師分科会歯科医師国家試験制度改善検討部会について

概ね 4 年に 1 度、医道審議会歯科医師分科会歯科医師国家試験制度改善検討部会で審議が行われる。

出典：厚生労働省 第 2 回歯科医師の資質向上等に関する検討会（平成 27 年 10 月 8 日）資料

Ⅲ 歯科医師免許の登録

1) 歯科医師免許の登録事項

国に歯科医籍を登録する際には、歯科医師法施行令（昭和 28 年 12 月 8 日政令第 383 号）に従い、以下の事項を登録する。

1. 登録番号及び登録年月日
2. 本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）、氏名、生年月日及び性別
3. 歯科医師国家試験合格の年月日
4. 歯科医師法第 7 条第 1 項又は第 2 項の規定による処分に関する事項
5. 歯科医師法第 7 条の 2 第 2 項の規定する再教育研修を修了した旨
6. 歯科医師法第 16 条の 4 第 1 項に規定する臨床研修を修了した旨
7. その他厚生労働大臣の定める事項

登録料 免許申請料 60,000 円

臨床研修修了の登録等に関する手数料 3,100 円（あるいは 2,950 円）

Ⅳ 卒後研修制度

1) 歯科医師臨床研修制度

① 歯科医師臨床研修制度の概要

歯科医師国家試験に合格して厚生労働省に歯科医籍登録した後、最低 1 年間の歯科医師臨床研修を受けなければならない。

歯科医師を志し、歯科大学・歯学部に入學した後、歯科医師として独立して診療に従事するまでには、卒前教育 6 年間に臨床研修 1 年間を加えた合計 7 年間が必要となる。

導入されている歯科医師臨床研修制度を行う施設には平成 27 年度現在、単独研修方式単独型、臨床施設群方式管理型、協力型、連携型の 4 種類があり、各施設については、施設指定基準が設けられている。また、臨床研修歯科医を受け入れる際には、指導歯科医の指導のもとでの診療となることから、各施設においては指導歯科医を常勤として有していることが必要となる。指導歯科医師は、日本歯科医師会や大学附属病院などが主催する規定の研修内容を満たした指導医講習会の修了にてその資格を得ることができる。

研修プログラム、施設基準等、多くの要件を満たした施設が臨床研修施設として、歯科マッチングに参加することとなる。歯科マッチングについては、厚生労働省の歯科医師臨床研修プログラム検索サイト（D - REIS）で、大学在籍中に研修先を探す学生に、研修施設、研修プログラムの情報提供が行われている。また、歯科医師臨床研修マッチング協議会が提供する歯

科医師臨床研修マッチングプログラムにて、研修希望者（学生）と研修プログラムとの組み合わせを、コンピュータにより決定することで研修先が決められるシステムが用いられている。詳細は、歯科医師臨床研修マッチング協議会ホームページ（<https://www.drmp.jp>）を参照していただきたい。

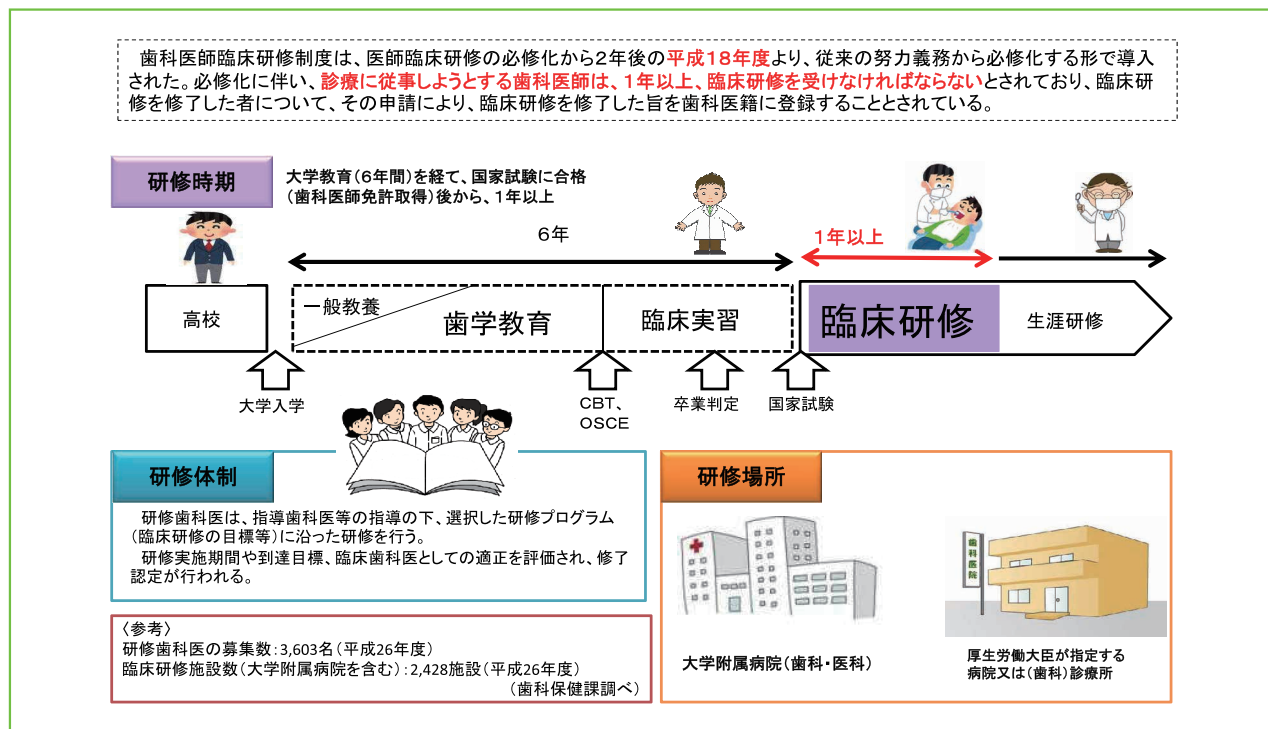


図 4-13：歯科医師臨床研修制度について

出典：厚生労働省 第2回歯科医師の資質向上等に関する検討会（平成27年10月8日）資料

② 歯科医師臨床研修制度の目的

「臨床研修は、歯科医師が、歯科医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、歯科医学及び歯科医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身に付けることのできるものでなければならない。」（厚生労働省、歯科医師臨床研修の基本理念）を制度の理念として、平成18年4月1日から必修化された（平成17年以前の歯科医師国家試験合格者でも、歯科医師免許の申請を平成18年4月1日以降に行った者は対象）。

③ 歯科医師臨床研修制度

1) 研修期間

1年以上（原則として合計1年）

2) 対象者

診療に従事しようとする歯科医師、2006（平成18）年4月1日以降に歯科医師免許の申請を行い、歯科医師免許を受けた者

3) 実施機関

歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院あるいは厚生労働大臣の指定する病院若しくは診療所

4) 臨床研修修了者の登録

厚生労働大臣は、歯科医師臨床研修を修了した者の申請により、臨床研修を修了した旨を歯科医籍に登録し、臨床研修修了登録証を交付する。

5) 歯科医籍への登録

歯科医師臨床研修を修了した者は、臨床研修を修了した旨を歯科医籍へ登録する必要がある。

表 4-5：2015（平成 27）年現在の歯科医師臨床研修施設数

出典：厚生労働省ホームページ＞歯科医師臨床研修の現状

（単位：施設）

		平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
大学病院											
	歯科大学病院	32	31	31	31	32	32	32	32	32	32
	医科大学病院	65	65	66	66	67	68	68	68	68	68
その他の病院											
	単独型臨床研修施設	93	96	99	100	102	108	113	114	120	121
	管理型臨床研修施設	10	11	13	14	12	12	12	13	17	18
	協力型臨床研修施設	89	102	104	99	103	110	114	118	117	123
歯科診療所											
	単独型臨床研修施設	9	11	14	19	22	27	27	27	30	29
	管理型臨床研修施設	2	2	5	8	11	15	18	19	20	21
	協力型臨床研修施設	1,166	1,311	1,463	1,554	1,656	1,767	1,857	1,980	2,009	2,069
合 計		1,466	1,629	1,795	1,891	2,005	2,139	2,241	2,371	2,413	2,481

注) 施設数は、各年度 4 月 1 日現在

注) 単独型臨床研修施設の区分には、管理型臨床研修施設として指定されたものは含まない。

注) 協力型臨床研修施設の区分には、単独型又は管理型臨床研修施設として指定されたものは含まない。

表 4-6：平成 27 年現在臨床研修歯科医募集数

出典：厚生労働省ホームページ＞歯科医師臨床研修の現状

（単位：人）

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
歯科大学病院	3,344	3,245	3,193	3,118	3,078	3,055	3,030	2,972	2,964	2,939
その他の施設	453	471	485	494	502	542	560	584	639	660
合 計	3,797	3,716	3,678	3,612	3,580	3,597	3,590	3,556	3,603	3,596

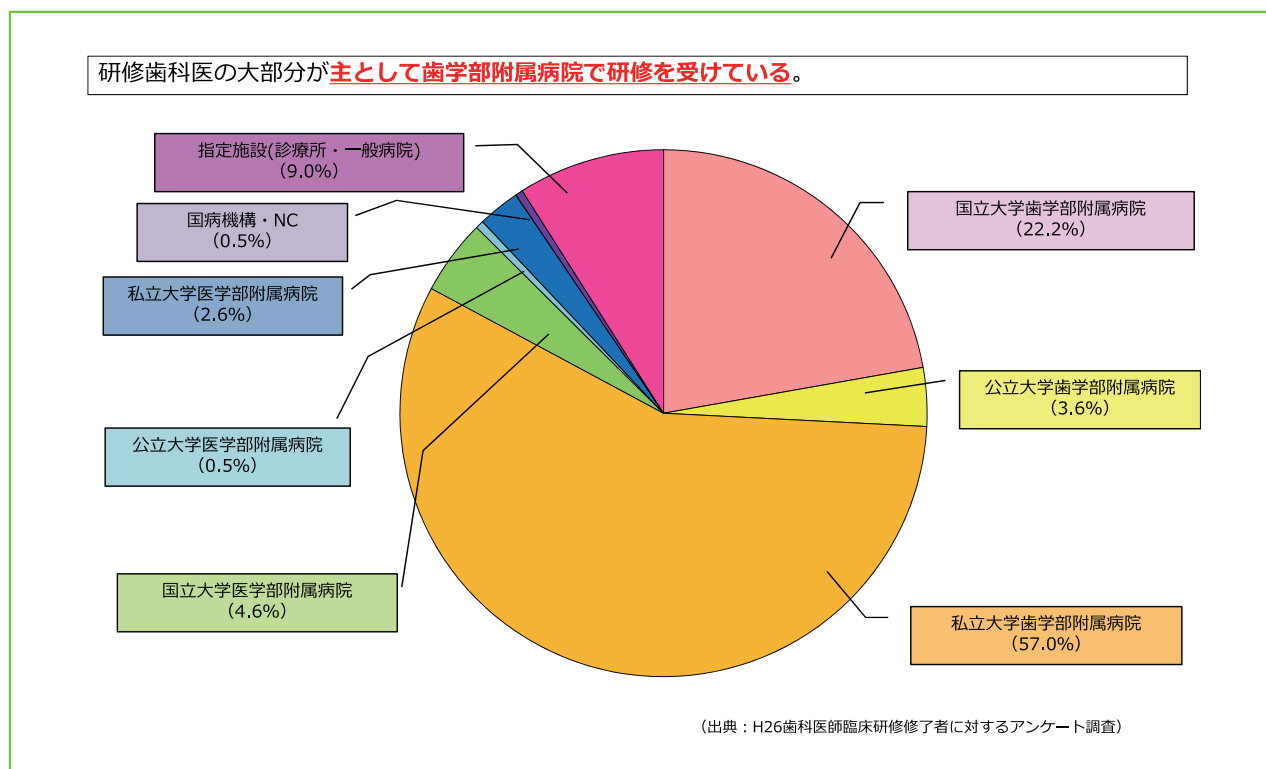


図 4-14 主として臨床研修を受けている施設（単独型・管理型臨床研修施設のみ）

出典：厚生労働省 第2回歯科医師の資質向上等に関する検討会（平成27年10月8日）資料

④ 施設について

歯科医師臨床研修を行う施設には、歯科大学病院、医科大学病院、一般病院歯科口腔外科、歯科診療所等の施設があるが、臨床研修プログラムを実施する施設の区分として、実施形態をもとにした区分がある⁵⁾。

- 1) 単独型臨床研修施設：単独で又は研修協力施設と共同して臨床研修を行う病院又は診療所。
- 2) 管理型臨床研修施設：他の施設と共同して臨床研修を行う病院又は診療所（単独型臨床研修施設に該当するものを除く）であって、当該臨床研修の管理を行うもの。
- 3) 協力型臨床研修施設：他の施設と共同して臨床研修を行う病院又は診療所（単独型臨床研修施設に該当するものを除く）であって、管理型臨床研修施設でないもの。
- 4) 研修協力施設：臨床研修施設と共同して臨床研修を行う施設であって、臨床研修施設及び大学病院以外のもの。
- 5) 臨床研修施設群：共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設及び協力型臨床研修施設をいう。研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合は、研修協力施設も臨床研修施設群に含まれる。

V 卒後教育・卒後研修

現在、日本では、歯科医籍登録後に、その登録を維持するための義務的な研修制度はなく、歯科医師は自らの責務において、知識、技術、態度を研鑽し、診療その他の業務に携わることは、プロフェッションとしての責務として考えられている。

そのため、個人の歯科医師の研鑽機会としては、日本歯科医師会、都道府県歯科医師会や郡市区歯科医師会が主催する研修会や、学会、大学同窓会などの団体が主催する研修会への参加が挙げられる。また、これらとは別に、卒後教育機会としては、歯学士を取得した後、研究者としての基礎を学ぶ道として大学院教育（博士課程 4 年）がある。本項では、両者の情報を示す。

1) 卒後教育（大学院教育）

歯学教育の大学院は、医療系大学院であり、主に博士課程を意味することが多い。近年拡充されている医学・歯学系の「修士課程」の大学院は、医学部・歯学部卒業者以外を対象としており、歯学部卒業者（歯学士）は、4 年制の教育課程に進学することとなる。歯学系大学院の博士課程で得られる学位は、主に博士（歯学）であり、博士（医学）、博士（学術）などがある。平成 27 年度の歯学系大学院の定員数は、国公立合計 807 名（69.3%）、私立合計 358 名（30.1%）、総計 1,165 名である（表 4-7）。

表 4-7 平成 27 年度の歯学系大学院一覧と入学定員

出典：文部科学省ホームページ：医学・歯学教育＞1. 医学・歯学関係データなど＜歯学＞＞平成 27 年度歯学系大学院の入学定員一覧

(文部科学省医学教育課調べ)

▼博士課程（修業年限 4 年：博士（歯学）の学位を授与する専攻）

大学名	研究科等名	専攻名	入学定員	学位の名称	修業年限	14 条特例
1 北海道大学	歯学研究科	口腔医学専攻	42	博士(歯学)	4	○
2 東北大学	歯学研究科	歯科学専攻	42	博士(歯学)	4	○
3 東京医科歯科大学	医歯学総合研究科	医歯学系専攻	189	博士(医学)、博士(歯学)、博士(学術)	4	○
4 新潟大学	医歯学総合研究科	口腔生命科学専攻	28	博士(歯学)、博士(学術)	4	○
5 大阪大学	歯学研究科	口腔科学専攻	55	博士(歯学)、博士(学術)	4	
6 岡山大学	医歯薬学総合研究科	生体制御科学専攻	25	博士(歯学)、博士(学術)	4	○
		病態制御科学専攻	62	博士(歯学)、博士(学術)	4	○
		機能再生・再建科学専攻	28	博士(歯学)、博士(学術)	4	○
		社会環境生命科学専攻	13	博士(歯学)、博士(学術)	4	○
7 広島大学	医歯薬保健学研究科	医歯薬学専攻 歯科専門プログラム	※ 97	博士(歯学)、博士(学術)	4	○
8 徳島大学	口腔科学教育部	口腔科学専攻	18	博士(歯学)、博士(学術)	4	○
9 九州大学	歯学部	歯学専攻	43	博士(歯学)、博士(臨床歯学)、博士(学術)	4	○
10 長崎大学	医歯薬学総合研究科	医療科学専攻	62	博士(歯学)、博士(学術)、博士(医学)、博士(薬学)	4	○
		新興感染症病態制御学系専攻	20	博士(歯学)、博士(学術)、博士(医学)、博士(薬学)	4	○
		放射線医療科学専攻	8	博士(歯学)、博士(学術)、博士(医学)、博士(薬学)	4	○
11 鹿児島大学	医歯薬総合研究科	健康科学専攻	19	博士(医学)、博士(歯学)、博士(学術)	4	○
		先進治療科学専攻	31	博士(医学)、博士(歯学)、博士(学術)	4	○
国立大学 計			782			

※広島大学については、専攻全体の定員を記載

大学名	研究科等名	専攻名	入学定員	学位の名称	修業年限	14 条特例
12 九州歯科大学	歯学研究科	歯学専攻	25	博士(歯学)	4	○
公立大学 計			25			

大学名	研究科等名	専攻名	入学定員	学位の名称	修業年限	14 条特例
13 北海道医療大学	歯学研究科	歯学専攻	18	博士(歯学)	4	○
14 岩手医科大学	歯学研究科	歯学専攻	18	博士(歯学)	4	○
15 奥羽大学	歯学研究科	歯学専攻	18	博士(歯学)	4	
16 明海大学	歯学研究科	歯学専攻	18	博士(歯学)	4	
17 東京歯科大学	歯学研究科	歯学専攻	34	博士(歯学)	4	
18 昭和大学	歯学研究科	歯学専攻	18	博士(歯学)	4	○
19 日本大学	歯学研究科	歯学専攻	30	博士(歯学)	4	○
20 日本大学(松戸)	松戸歯学研究科	歯学専攻	30	博士(歯学)	4	
21 日本歯科大学	生命歯学研究科	歯科基礎系専攻	9	博士(歯学)	4	
		歯科臨床系専攻	9	博士(歯学)	4	
22 日本歯科大学(新潟)	新潟生命歯学研究科	歯学専攻	18	博士(歯学)	4	
23 神奈川歯科大学	歯学研究科	歯科基礎系専攻	9	博士(歯学)、博士(臨床歯学)、博士(学術)	4	○
		歯科臨床系専攻	9	博士(歯学)、博士(臨床歯学)、博士(学術)	4	○
24 鶴見大学	歯学研究科	歯学専攻	18	博士(医学)	4	○
25 松本歯科大学	歯学独立研究科	口腔疾患制御再建学専攻	18	博士(歯学)、博士(臨床歯学)、博士(学術)	4	○
26 朝日大学	歯学研究科	歯学専攻	18	博士(歯学)	4	
27 愛知学院大学	歯学研究科	歯科基礎系専攻・歯科臨床系専攻	18	博士(歯学)	4	
28 大阪歯科大学	歯学研究科	歯科基礎系専攻	12	博士(歯学)	4	
		歯科臨床系専攻	18	博士(歯学)	4	
29 福岡歯科大学	歯学研究科	歯学専攻	18	博士(歯学)	4	
私立大学 計			358			

国公立大学 合計	1,165
----------	-------

2) 卒後研修（生涯研修）

① 日本歯科医師会主催生涯研修セミナーの実施

日本歯科医師会では、最新の歯科医学・医術を日常の臨床に反映させるため、日本歯科医師会会員の歯科医師を対象に学術研修事業を実施し、積極的に研鑽する機会を提供している。また、日本歯科医師会は、都道府県歯科医師会と協力して「生涯研修セミナー」を実施し、研修教材「生涯研修ライブラリー」の制作・配信等を通じた研修事業を行っている。なお、会員を対象にした制度であるが、各研修会への参加を管理するシステムを提供しており、修了した時間数に応じて、修了証、認定証の交付を行っている。

② 学会における研修・自己研鑽

日本歯科医学会は、公益社団法人日本歯科医師会定款第 43 条の規定に基づき、日本歯科医師会の中に設置された学術研究組織であり、現在 21 の専門分科会及び 22 の認定分科会を擁している（表 4-8、4-9）。日本歯科医学会は、歯科医学を振興することによって歯科医療を向上し、国民及び人類の福祉に貢献することを目的としており、日本歯科医師会会員 64,657 名、専門・認定分科会会員 31,987 名の合計延べ 96,644 名である（平成 26 年 3 月 31 日現在）。

表 4-8 日本歯科医学会の専門分科会における学会員数ほか

	学会名	HP アドレス	学会員数
専門分科会	歯科基礎医学会	http://www.jaob.jp/	2,350
	日本歯科保存学会	http://wwwsoc.nii.ac.jp/jsoc/index.html	4,610
	日本補綴歯科学会	http://www.hotetsu.com/	6,710
	日本口腔外科学会	http://www.jsoms.or.jp/	10,117
	日本矯正歯科学会	http://www.jos.gr.jp/	6,562
	日本口腔衛生学会	http://www.kokuhoken.or.jp/jsdh/	2,431
	日本歯科理工学会	http://www.jsdm.jp/	1,865
	日本歯科放射線学会	http://wwwsoc.nii.ac.jp/jsomr/	1,427
	日本小児歯科学会	http://www.jspd.or.jp/	4,704
	日本歯周病学会	http://www.perio.jp/	9,797
	日本歯科麻酔学会	http://kokuhoken.net/jdsa/	2,452
	日本歯科医史学会	http://www.jsdh.org/	522
	日本歯科医療管理学会	http://www.jsdpa.gr.jp/	1,220
	日本歯科薬物療法学会	http://jsotp.kenkyukai.jp	722
	日本障害者歯科学会	http://www.kokuhoken.or.jp/jsdh-hp/html/	4,807
	日本老年歯科医学会	http://www.gerodontology.jp/	2,926
	日本歯科医学教育学会	http://kokuhoken.net/jdea/	1,769
	日本口腔インプラント学会	http://www.shika-implant.org/	13,908
	日本顎関節学会	http://wwwsoc.nii.ac.jp/jstmj/	2,277
	日本臨床口腔病理学会	http://plaza.umin.ac.jp/~jopat/index.html	503
	日本接着歯学会	http://www.adhesive-dent.com/	974

表 4-9 日本歯科医学会の認定分科会における学会員数ほか

認定分科会	日本レーザー歯学会	http://jsld.jp/	813
	日本口腔感染症学会	http://www.jaoid.org/	692
	日本有病者歯科医療学会	http://www.jjmcp.jp/	1,391
	日本歯科心身医学会	http://www015.upp.so-net.ne.jp/sikasinsin/index.html	530
	日本臨床歯周病学会	http://www.jacp.net/jacp_web/index.html	2,283
	日本歯内療法学会	http://www.jea.gr.jp/	2,167
	日本歯科審美学会	http://www.jdshinbi.net/	4,361
	日本顎口腔機能学会	http://jssf.umin.ne.jp/	486
	日本歯科東洋医学会	http://www.jdtoyo.net/	656
	日本顎変形症学会	http://gakuhenk.umin.jp/	2,087
	日本スポーツ歯科医学会	http://wwwsoc.nii.ac.jp/jasd/	1,309
	日本顎顔面補綴学会	http://square.umin.ac.jp/jamfp/	556
	日本顎咬合学会	http://www.ago.ac/	8,649
	日本磁気歯科学会	http://jsmad.jp/	361
	日本小児口腔外科学会	http://www.jspoms.jp/	583
	日本顎顔面インプラント学会	http://www.jamfi.net/	1,452
	日本外傷歯学会	http://www.ja-dt.org/	1,012
	日本口腔診断学会	http://www.jsodom.org/	1,169
	日本口腔腫瘍学会	http://www.jsot.org/	1,638
	日本口腔リハビリテーション学会	http://www.jaor.jp/	493
日本口腔顔面痛学会	http://jorofacialpain.sakura.ne.jp/	576	
日本口腔検査学会	http://www.jsedp.jp/	* 370	

日本歯科医学会雑誌 34号 138 - 158より。(2015年)

*日本歯科医学会ホームページより。(2014年)

③ 同窓会・スタディグループ・企業による研修

これらの研修については、大学あるいは歯科大学・歯学部同窓会が中心となって、生涯研修事業の一環として同窓生あるいは地域歯科医師を対象として開催している。また、開業医が主体となって研修会を開催するスタディグループ、歯科関連企業が主催する研修会等が存在している。

日歯生涯研修事業の概要（「平成 26・27 年度 日歯生涯研修事業実施要領」より）

1. 日歯生涯研修事業の概要

1.1 目的 歯科医師は国民の健康維持・増進に責任を持つ専門職であり、歯科医学の進歩に対応して必要な研修を生涯にわたって続けることは当然の責務である。また、世界の歴史に前例を見ない速さで高齢社会になった日本において、歯科医師の社会的責務は今後一層大きなものとなる。日本歯科医師会会員がその責務を果たすために不断の努力を重ねるための支援を行うこと、また、この事実を広く国民に提示し、国民の理解と正当な評価が得られるようにすることが本事業の目的である。

1.2 実施主体 日本歯科医師会（以下「本会」という）並びに都道府県歯科医師会が主催し、日本歯科医学会、同所属専門分科会、同所属認定分科会、歯科大学、大学歯学部、日本学校歯科医会等の協力により、「JDA E-system」（以下、「E システム」という）を利用して実施する。本生涯研修事

業を推進するため本会並びに都道府県歯科医師会に学術（生涯研修）委員会、またはこれに準ずる機関を設置する。

1.3 実施対象 本会個人会員及び準会員（以下「会員」という）を対象とする。

（中略）

1.6 研修方式と研修単位 研修を行った結果として取得できる研修単位は、研修方式と時間数等によって決定され、取得単位数に制限はつけない。研修方式は 4 種類とし、各方式における研修単位は以下のとおりである。

- 1) 受講研修：1 研修コードにつき 1 時間 1 単位（1 時間未満は 1 時間に繰り上げる）受講研修は、各種講習会、日歯生涯研修セミナー等の講師から講義を受ける方式の研修を指す。取得単位は受講時間によって決定する。1 時間であれば 1 単位、2 時間であれば 2 単位、1 時間 30 分の場合は繰り上げて 2 単位となる。
- 2) 教材研修：1 研修コードにつき 1 単位 教材研修は、日歯生涯研修ライブラリー等の視聴覚教材や日歯雑誌等の書籍のような教材を自分自身で学ぶ方式の研修を指す。取得単位は、教材の収録時間や論文の長さによらず、1 単位である。
- 3) 能動的研修：1 研修コードにつき 5 単位 能動的研修は、歯科医学大会での発表、歯科医学関係雑誌への論文の投稿等の主体的な活動を行う方式の研修を指す。取得単位は、時間によらず 1 活動あたり、5 単位である。
- 4) 特別研修：1 特別研修会につき 10 単位（併せて個別テーマ毎の「受講研修」単位取得可能）

（中略）

【下表の研修会主催者が開催する特別研修会の定義】

- 1 会期が午前・午後に亘る等、1 日以上研修会 または
- 2 演題が 5 題以上設定されている研修会

区分	研修会主催者	「特別研修会」扱いとなる研修会等
1	都道府県歯科医師会	生涯研修セミナー、(日歯)生涯研修セミナー、歯科医学大会、(日本歯科医学会)学術講演会、地理的に不利な会員に配慮した研修会等
2	各地区歯科医師会	歯科医学大会等
3	日本歯科医学会	日本歯科医学会総会、学術講演会、「集い」等
4	日本歯科医学会専門分科会	総会、学術大会（地方支部主催含む）等
5	日本歯科医学会認定分科会	総会、学術大会（地方支部主催含む）等
6	歯科大学・大学歯学部	総会、学術大会（地方支部主催含む）等
7	歯科大学・大学歯学部同窓会（校友会）	総会、学術大会（地方支部主催含む）等
8	日本歯科医師会が認めた研修会	学術大会等

1.7 修了の条件 / 認定の条件

1) 修了の条件

- 1 本生涯研修事業修了に必要な研修単位は、実施期間（2年間）で「受講研修」「教材研修」「能動的研修」の3研修方式による合計40単位以上の取得とする。
- 2 当該事業実施期間内に入会した新入会員については、どの時点での入会でも修了に必要な研修単位は「受講研修」「教材研修」「能動的研修」の3研修方式による合計20単位以上の取得とする。
- 3 70歳（事業実施期間終了時点）以上の会員については、修了に必要な研修単位は「受講研修」「教材研修」「能動的研修」の3研修方式による合計30単位以上の取得とする。

（中略）

- 2) 認定の条件 本生涯研修事業認定に必要な研修単位は、実施期間（2年間）で「受講研修」「教材研修」「能動的研修」の3研修方式による合計60単位以上、且つ「特別研修」（注）による10単位以上を取得し、下記の条件1または2を満たした場合とする。

条件1 日歯生涯研修ガイドンスの大項目（11項目）すべてに単位を取得した場合。

条件2 「3研修方式に対する一定基準（受講研修：45単位以上、教材研修：10単位以上、能動的研修：5単位以上）」を満たした場合。

（中略）

修了条件・認定条件一覧

	受講研修	教材研修	能動的研修	特別研修
修了条件	3研修方式による合計40単位（新入会員は20単位、70歳以上の会員は30単位）以上			—
認定条件1	3研修方式による合計60単位以上、且つガイドンス大項目すべてに単位取得			10単位以上
認定条件2	45単位以上	10単位以上	5単位以上	10単位以上

1.8 修了証 / 認定証

- 1) 交付 所定の修了条件、認定条件を達成した会員に対し、研修実績を証するため、本会並びに所属都道府県歯科医師会名をもって、それぞれ「日本歯科医師会 生涯研修事業修了証」「日本歯科医師会 生涯研修事業認定証」を交付する。
- 2) 公表 修了条件達成者ならびに認定条件達成者については、以下のとおり、氏名等の公表を行う。
 - 1 本会の会員向けホームページにおいて氏名を公表する。
 - 2 本会の国民向けホームページ中の「全国の歯医者さん検索」において修了条件達成者ならびに認定

条件達成者のいる医療機関にはその旨の表示を行う。

- 3) 有効期間 修了証ならびに認定証の有効期間は当該事業年度終了後、2年間である。ただし、作製に時間を要するため、氏名の公表や修了証・認定証の掲示等については、便宜的に当該年度の修了証・認定証が送付されてから次回の修了証・認定証が交付されるまでの2年間を有効期間とする。

(後略)

3) 認定医・専門医制度

日本においては、歯科医籍登録と同様の形式での国に対しての専門医登録制度はない。現在の制度においては、認定医・専門医の登録については、学会が定める名称資格が定められており、各学会における独自の認定制度により運営が行われている。法的に厚生労働省が関与するのは、医療法上の広告が可能な医師等の専門性に関する資格として、5つの歯科医師の専門性資格（広告が可能な資格）を認める点となる。

① 主な種類

各学会裁量のもとでの名称付与であるが、主に、認定医、専門医、指導医などの資格名が与えられる。

② 認定方法

認定医、専門医の資格認定に際して、その申請条件としては、歯科医師免許の保持、継続した学会員経歴、診療歴、研究歴などが挙げられ、試験内容としては、複数症例の提示、論文投稿、筆記試験、口頭試問などが設けられている。

資格更新については、5年ごとなどの一定期間での更新となり、条件として、登録時と同内容審査、学会参加、論文投稿あるいは、それらに関する単位（ポイント）の取得が多く認められる。

③ 歯科医師の専門性資格（広告が可能な資格）について

法的に厚生労働省が関与する医療法上の広告が可能な医師等の専門性に関する資格として、口腔外科専門医、歯周病専門医、歯科麻酔専門医、小児歯科専門医、歯科放射線専門医が認められている。これらは、いわゆる医療法における広告可能な診療科（標榜科名）である「歯科、小児歯科、矯正歯科、歯科口腔外科」の種別とは異なる。

平成27年12月現在、歯科医療の専門性の確立に向けて議論が行われている。

なお、各学会が定める資格のうち、医療法により定められる“広告が可能な資格”は、以下の条件を満たす必要がある。

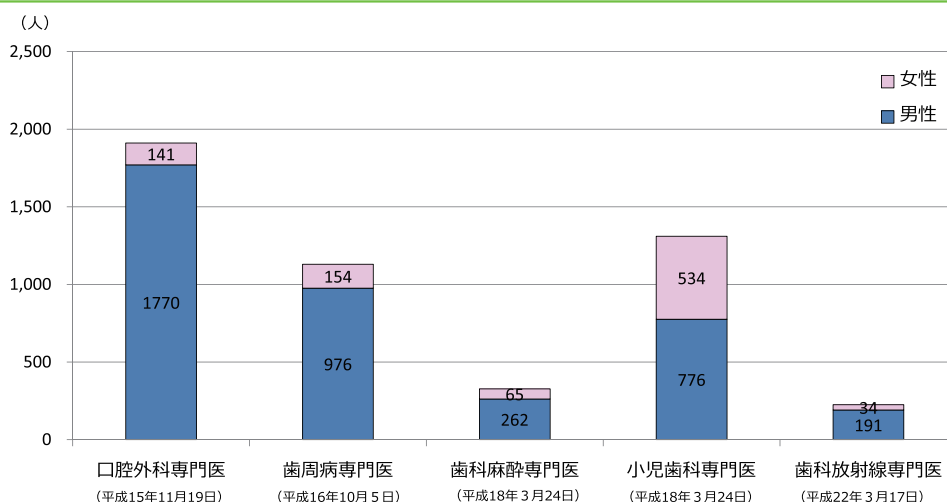
医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項（平成19年厚生労働省告示第108号）

第1条 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第6条の5第1項第7号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。

一 （略）

二 次に掲げる研修体制、試験制度その他の事項に関する基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体が行う医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する認定を受けた旨

- イ 学術団体として法人格を有していること。
- ロ 会員数が1,000人以上であり、かつ、その8割以上が当該認定に係る医療従事者であること。
- ハ 一定の活動実績を有し、かつ、その内容を公表していること。
- ニ 外部からの問い合わせに対応できる体制が整備されていること。
- ホ 当該認定に係る医療従事者の専門性に関する資格（以下「資格」という。）の取得条件を公表していること。
- ヘ 資格の認定に際して、医師、歯科医師、薬剤師においては5年以上、看護師その他の医療従事者においては3年以上の研修の受講を条件としていること。
- ト 資格の認定に際して適正な試験を実施していること。
- チ 資格を定期的に更新する制度を設けていること。
- リ 会員及び資格を認定した医療従事者の名簿が公表されていること。



(注) 上記は医療法に定める広告が可能な医師等の専門性に関する資格名であり、上記とは別に学会独自に専門医制度を設立している。なお括弧書きは届出受理年月日。
 (参考) 日本歯科医学会に所属する専門分科会数は21、認定分科会数は21であり、大部分が学会独自に専門医制度を設立しているが、これ以外にも様々な専門医が存在。

図4-15 広告が可能な医師等の専門性に関する資格名等について（歯科）

出典：厚生労働省 第1回歯科医師の資質向上等に関する検討会（平成27年1月6日）資料

医療等にかかる広告の制限（医療法第6条の6第1項）

医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。

- 一 略
- 二 診療科名
- 三から六まで （略）
- 七 当該病院又は診療所において診療に従事する医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の氏名、年齢、性別、役職、略歴その他のこれらの者に関する事項であって医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして、厚生労働大臣が定めるもの
- 八から十三まで （略）

広告することができる診療科名（医療法施行令第3条の2）

- 一 略
- 二 歯科医業については、次に掲げるとおりとする。
 - イ **歯科**
 - ロ 歯科と次に定める事項とを厚生労働省令で定めるところにより組み合わせた名称（歯科医学的知見及び社会通念に照らし不合理な組み合わせとなるものとして厚生労働省令で定めるものを除く。）
 - （1）**小児**又は患者の年齢を示す名称であって、これに類するものとして厚生労働省令で定めるもの
 - （2）**矯正**若しくは**口腔外科**又はこれらの分野に属する歯科医学的処置のうち、歯科医学的知見及び社会通念に照らし特定の領域を表す用語として厚生労働省令で定めるもの

歯科医業に関する診療科名の名称に係る組み合わせの方法（医療法第1条の9）

第一条の九の二第一項の規定は、令第三条の二第一項第二号ロの規定により歯科と同号ロ（1）及び（2）に定める事項とを組み合わせる場合について準用する。

図 4-16 広告可能な診療科等（医療法）

出典：厚生労働省 第2回歯科医師の資質向上等に関する検討会（平成27年10月8日）資料

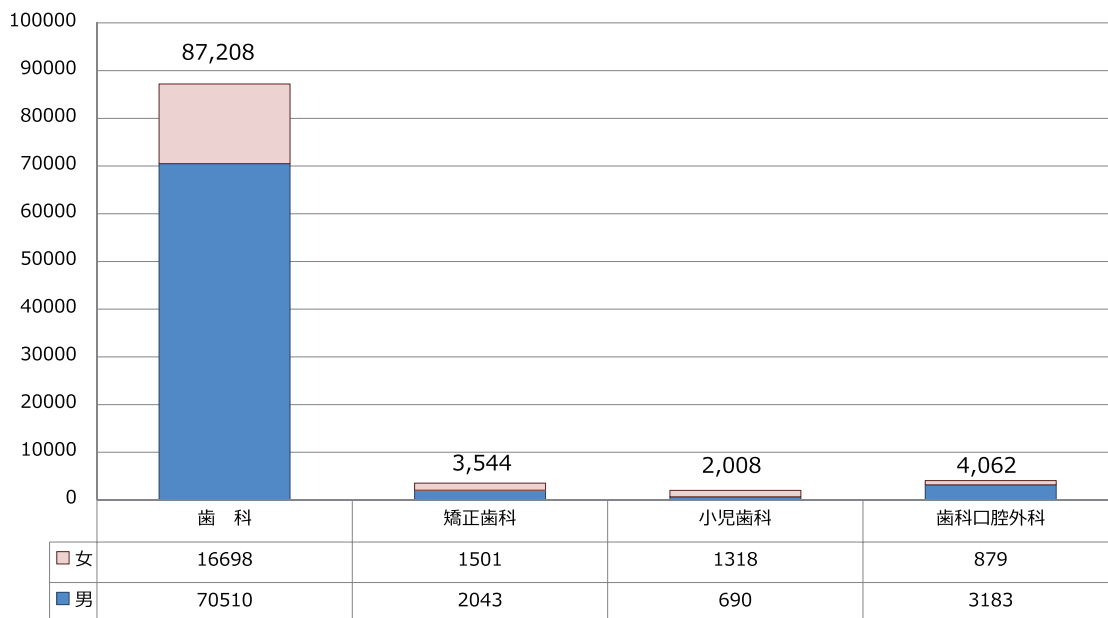


図 4-17 主な診療科別の歯科医師数（男女別）

出典：厚生労働省 第2回歯科医師の資質向上等に関する検討会（平成27年10月8日）資料

Close up 14 「広告可能な診療科」と「広告が可能な専門性資格」と「専門医」

歯科界において、専門医という言葉を利用する際には、様々な難しい点が生じることがある。「専門はなんですか」と聞かれた際に、その歯科医師が診療で得意とする分野を示すのか、大学院にて博士号を取得した学問分野を示すのか、あるいは、所属する学会の専門性を示すのか、所属する学会で得た専門医資格を示すのか、なかなか苦慮することがある。

また、別に医療法で定められている「広告が可能な専門性資格」である「口腔外科専門医、歯周病専門医、歯科麻酔専門医、小児歯科専門医、歯科放射線専門医」は、前述の通り、厚生労働省が申請を行った学会等の団体による手続きが前提であるが、その認定要件は主に管理制度に関わる事項であり、厚生労働大臣認定資格などの厚生労働省が直接的に管理する資格ではない。

(参考文献)

- 1) 公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構ホームページ 共用試験 OSCE (http://www.cato.umin.jp/06/kyoyo_osce.htm)
- 2) 公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構ホームページ 共用試験ナビ一年度一覧 — (http://www.cato.umin.jp/cbt_navi.htm)
- 3) 文部科学省 歯学教育の改善・充実に係る調査研究協力者会議第1次報告(平成21年1月)を踏まえた第3回フォローアップ調査まとめ(平成28年3月31日歯学教育の改善・充実に係る調査研究協力者会議)
- 4) 厚生労働省 医道審議会歯科医師分科会 歯科医師国家試験制度改善検討部会報告書(平成28年3月29日)
- 5) 厚生労働省ホームページ 歯科医師臨床研修制度の概要 (http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/shikarinsyo/gaiyou/index.html)

(鶴田 潤)